

積算システム

仕 様 書

令和 8 年度

公益財団法人埼玉県下水道公社

第1章 概要

本仕様書は、埼玉県内の下水道施設における機械設備及び電気設備の修繕・工事の予定価格算定を効率化するため、積算システム(以下「システム」という)の機能及び要件を定義するものである。

第2章 仕様

1 調達範囲

本件の調達範囲は、修繕・工事費内訳書作成のためのシステムの利用及び維持保守とする。

2 要求事項

本件で調達するシステムは、常に安定的な動作を確保し、適正な積算を行うため、十分な品質を有するものとする。また、情報の機密性、完全性、可用性を確保するために必要とされる十分な機能を有するものとする。

3 システム機能

(1) 調達数

3 ライセンス

(2) システムに関する事

[積算機能]

ア 埼玉県が執行する工事・設計業務委託等の基準に沿った積算機能を有すること。

イ 積算に使用する「適用単価年月日」については設計書毎に設定できること。

ウ 歩掛選定条件入力により自動的に代価表を作成できる機能を有すること。

エ 複写・挿入・削除等、設計書を効率的に作成するための機能を有すること。

オ 設計書の数量欄・単価欄に計算機能を有すること。

カ 設計書ごとに労務単価の標準・夜間・深夜金額を自動で切り替えできること。

キ 労務単価に補正がかかっていることがシステム上、一目で判別できること。

ク 処分費の計算ができること。

ケ 経費、間接工事費、一般管理費等の編集および調整ができること。

コ 「施工箇所が点在する工事の積算」に基づいた積算、経費計算ができること。

サ 設計書の中に存在する機器費、材料費、労務費等の数量の集計がとれること。

シ 損料の基礎価格、その他必要事項を入力することにより、自動で損料計算を行う機能を有すること。又は、建設機械等損料算定表が格納されていること。

ス 作成した積算データを Excel ファイル・CSV 形式に出力ができる機能を有すること。

セ ソフトの最新情報や歩掛データをインターネット経由で取得できる機能を有すること。

ソ 工種・材料等の種類毎に数量調書の作成ができること。

- タ 工事データの中に使用した関連するファイルの登録ができること。
- チ 計算根拠となる計算式も画面で確認することができること。
- ツ 経費率を修正する場合は、直接テーブルの率を変更できること。
- テ 名称・コード(完全一致)・コード(含む)の検索ができること。
- ト 経費の逆計算を行い、積算に誤りがないか確認できること。
- ナ 設計書内で任意に金額端数処理が行えること。
- ニ 施工パッケージ型積算方式に対応したシステムであること。
- ヌ 毎月の単価データを取り込むことを可能とし、月ごとの積算ができること。
- ネ 週休2日(4週8休)補正等に対応していること。
- ノ 指定のフォームを利用して、見積単価を取込むことができること。
- ハ 付箋などの機能を有していること。またメモ書き機能等を有し内容を記入できること。
- ヒ 設計書を作成する際、直前の操作を取り消して元に戻すことができること。また、戻した場合には、戻す前の操作の状態にやり直すことができること。
- フ 1つの設計書内で複数の間接費の計算ができること(機器単体費など)。
- ヘ 日当たり施工量から所要施工日数を計算する機能を有すること。又は同等の機能を有すること。
- ホ PDF形式で保存された資料(設計書等)をキーワード検索できること。

[出力機能]

- ア 金入および金抜設計書の印刷ができる機能を有すること。
- イ 単位や項目にて、抜き印字の設定ができる機能を有すること。
- ウ 諸雑費を印刷するときに、率表示と一式表示の選択ができる機能を有すること。
- エ 指定した任意の複数の表を個別印刷できる機能を有すること。
- オ 印刷プレビュー機能を有すること。

[セキュリティ・管理機能]

- ア システムの認証は、web方式とする。
- イ システムにログインするユーザーを確認できる機能を有し、ユーザー毎のセキュリティ設定ができること。

[フォロー機能]

- ア システムの最新情報や歩掛データをインターネット経由で取得できる機能を有すること。
- イ ホームページ等で質問受付と回答ができること。

4 適用歩掛

次の基準が実装されているとともに、過去の歩掛についても参考として搭載されていること。あわせて、市場単価(施工規模等の補正)、労務単価(標準金額からの補正が可能であること)の補正項目が実装されていること。

下水道用設計標準歩掛表 第2巻 ポンプ場・処理場／公益社団法人日本下水道協会

ポンプ場・処理場施設(機械設備)編、ポンプ場・処理場施設(電気設備)編

5 市場単価

次のデータが利用できること。

- (1) 埼玉県土木工事設計単価(9月～3月) ※名称欄に★印の付いた単価も含む
- (2) 建設物価／一般財団法人建設物価調査会 (7月版、10月版、1月版)
土木共通資材編・建築共通資材編・電気設備編・機械設備編
- (3) 積算資料／一般財団法人経済調査会 (7月版、10月版、1月版)
共通資材編・土木資材編・建築資材編・電気設備編・機械設備編・別冊編・水道資材編
- (4) 建築コスト情報／一般財団法人建設物価調査会 (夏版、秋版、冬版)
- (5) 建築施工単価／一般財団法人経済調査会 (夏版、秋版、冬版)
選定地区があるものについては、県南部はさいたま市、県北部は熊谷市とする。

6 利用場所

公益財団法人埼玉県下水道公社 本社(さいたま市桜区田島地内)

7 維持保守

維持保守については、システムが継続的に正常かつ円滑に運用できるよう、誠意をもって対応すること。

(1)維持保守

契約期間中は以下の各号の標準維持保守を行うものとする。

- ア ソフトウェアのバージョンアップ。
- イ 歩掛データ・経費データ等の提供
- ウ 市場単価データ
- エ 本件のメーカー標準保守(契約期間オンサイト保守)

(2)システムの運用に関する技術協力

- ア 維持保守の運用(対応)
 - ・平日日中における操作問い合わせ等に関する電話対応・メール対応
 - ・システムに支障が生じた場合は、速やかに技術者を派遣し復旧できる対応をすること。
- イ 改良版の提供と技術協力
契約期間中にシステムの改良版が完成する場合は、改良版を提供するものとし、インストール及びそれに付随する関係資料を供与のうえ継続的にシステムを正常かつ円滑に運用できる環境を整えること。改良版に対する維持保守についても、本契約に含むものとする。
- ウ 基準データ改訂
契約期間中に、積算に必要な積算基準の改定が行われたときは速やかに対応し、

継続的にシステムを正常かつ円滑に運用できる環境を整えること。

(3)技術相談

契約期間中、システムの利用方法等における相談を行うことができる。また、利用者の求めに応じ技術的な相談の支援を行うものとする。

情報セキュリティ特記仕様書

1 情報及び資料等の管理

本契約の履行に際し、利用者(公益財団法人埼玉県下水道公社)から提供された情報(以下「情報」という。)が記録された資料、電子データその他一切の情報資産(以下「資料等」という。)について、提供者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 提供者は、利用者から提供された資料等について一覧を作成し、適切に管理しなければならない。
- (2) 提供者は、資料等について、複製、第三者提供、業務実施場所以外への持ち出し、外部送信その他管理上支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。ただし、あらかじめ利用者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 提供者は、資料等、業務遂行過程で作成又は取得したデータ及び利用者に帰属する成果物を、利用者の承諾を得ずに、本契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (4) 提供者は、資料等及び業務遂行中のデータを、利用者の承諾を得ずに業務実施場所以外へ持ち出してはならない。
- (5) 提供者は、契約終了時又は利用者から指示があった場合には、資料等及び業務遂行中のデータを速やかに返却、廃棄又は消去しなければならない。
- (6) 提供者は、資料等を廃棄又は消去する場合には、確実に実施したことを証する書面を利用者に提出しなければならない。
- (7) 提供者は、資料等及びデータの保護・管理に必要な内部手続きを定め、閲覧できる者及び方法を適切に制限しなければならない。
- (8) 提供者は、提供された資料等の内容について、契約期間終了後も、公知の事実となるまで第三者に漏えいしてはならない。

2 本人確認

提供者は、本契約の履行に関与する要員について、その身元及び権限を明確に管理しなければならない。特に、利用者施設への立入り又はシステム管理権限を伴う業務を行う場合は、当該要員が提供者の管理下にある者であることを確認できる措置を講じなければならない。

3 事故等発生時の対応

- (1) 提供者は、本契約の履行に関連して、情報漏えい、システム障害その他業務に重大な影響を及ぼすおそれのある事象を認知した場合は、直ちにその内容を利用者に報告しなければならない。
- (2) 利用者は、前項の報告を受けた場合、提供者に対し被害拡大防止又は復旧のために必要

な措置を指示することができ、提供者はこれに従わなければならない。

- (3) 提供者は、利用者と協議の上、必要に応じて事実関係の整理及び再発防止策を講じなければならない。

4 システム運用に関する管理

- (1) 提供者は、利用者からの問い合わせ、障害対応、運用上の対応内容について記録を保持し、利用者から求めがあった場合はこれを提示しなければならない。
- (2) 提供者は、システムの改修又は仕様変更を行った場合、その内容及び実施時期について記録を保持し、利用者から求めがあった場合はこれを提示しなければならない。

5 テストの実施

- (1) 提供者は、システムのテストを実施する場合には、事前に内容及び方法を整理し、利用者の承認を得なければならない。
- (2) 提供者は、テスト実施後、その結果を利用者に報告し、承認を得なければならない。
- (3) 提供者は、公社の業務用ネットワーク又は本番運用環境に影響を及ぼすおそれのあるテストを、利用者の承認なく実施してはならない。

6 検査・指示への協力

提供者は、利用者が本契約の適正な履行を確認するために行う検査又は指示に対し、誠実に協力しなければならない。

7 協力会社等の管理

- (1) 提供者は、本契約に基づく義務の全部又は一部を第三者に履行させることを目的・内容とする何らかの契約を締結するにあたり(なお、この場合の第三者を「引受人」という。)、本特記仕様書の内容を周知し、適切に指導・監督しなければならない。
- (2) 引受人の行為は、提供者の行為とみなす。

8 その他

本特記仕様書、契約書又は仕様書に定めのない事項が生じた場合には、提供者は直ちに利用者に報告し、利用者の指示に従うものとする。

(案)

積算システム利用契約書

- 1 利用対象 積算システムの利用（3ライセンス）及び維持保守
- 2 利用場所 公益財団法人埼玉県下水道公社 本社（さいたま市桜区田島地内）
- 3 契約期間 令和〇年〇月〇日から令和9年3月31日まで
（利用開始日：令和8年9月1日）
- 4 利用料 金〇〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇〇〇〇円）

公益財団法人埼玉県下水道公社（以下「利用者」という。）と、〇〇〇〇（以下「提供者」という。）とは、上記利用対象の提供・利用について、別紙「積算システム仕様書」（情報セキュリティ特記仕様書を含む。以下「仕様書」という。）及び本契約約款により、次のとおり積算システム利用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

利用者 埼玉県さいたま市桜区田島7丁目2番23号
公益財団法人埼玉県下水道公社
理 事 長 武井 裕之

提供者 (提供者住所)
(提供者名称)
(提供者代表者)

利用契約約款

第1条（契約の趣旨）

本契約は、提供者が提供する積算システム（以下「本システム」という。）を利用者に利用を許諾し、利用者がこれに対して利用料を支払うことを目的とする。

第2条（契約期間及び利用開始）

契約期間及び利用開始日は、頭書のとおりとする。

提供者は、利用開始日までに、本システムの利用に必要な環境設定（アカウント発行、権限設定等）を完了し、利用者が利用できる状態で提供しなければならない。利用開始日前に利用者が必要と認める確認（動作確認、接続確認等）を行う場合、提供者はこれに協力する。

第3条（利用料及び支払）

本契約に基づき発生する利用料は、本契約により利用者が提供者から提供を受ける積算システムの利用及び維持保守に対して支払うものとし、その支払は、契約に基づき確定した利用料の総額によるものとする。

- 2 前項の利用料は、第2条に定める契約期間の満了を確認した後、提供者の請求に基づき、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

第4条（中途解約）

利用者は、3か月以上の予告期間をもって提供者に書面で通知することにより、本契約を解約することができる。

- 2 前項により本契約が中途解約された場合、第3条にかかわらず、利用者は提供者に対し、利用開始日から解約日までの期間に応じた利用料を支払う。
- 3 前項の利用料は日割り計算によるものとし、1円未満の端数は切り捨てる。

第5条（権利義務の譲渡等の禁止）

提供者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継させてはならない。ただし、利用者の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条（業務の遂行）

提供者は、本契約の履行にあたり、利用者との打合わせ等を行ったときは、その記録として議事録を作成し、利用者に提出しなければならない。

- 2 提供者は、仕様書に明示された機能、性能及び条件等を満足させなければならない。

仕様書に明記されていない事項であっても、本契約の目的を達成するために必要と認められる作業については、提供者は利用者に報告のうえ、提供者の責任において実施するものとする。

- 3 提供者は、利用開始前に、本システムの仕様等について詳細を利用者に提示し、その承諾を得なければならない。
- 4 提供者は、本契約の履行に関し利用者が必要と認め指示した事項については、誠実に協議に応じなければならない。

第7条（データ及び成果物の取扱い）

本システムを用いて作成又は登録された設計書、積算データ、関連資料その他のデータ（以下「業務データ」という。）は利用者に帰属し、利用者は業務目的の範囲で自由に利用できる。

第8条（契約不適合責任）

契約期間内において、利用者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本システムの故障、異常または仕様不適合が生じたときは、提供者は無償で対応する。本システムの故障、異常または仕様不適合の状態の解消が長期間に及ぶ場合、提供者は、利用者に対し、代替手段の提供や代替品の無償貸与等、必要な措置を講ずる。

第9条（契約の解除）

利用者は、提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

- (1) 提供者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に本契約内容を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。
- (3) 提供者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（提供者が個人である場合にはその者を、提供者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約の締結を担当する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 提供者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められ

るとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 本契約に基づく義務の全部又は一部を第三者に履行させることを目的・内容とする何らかの契約を締結するにあたり（なお、この場合の第三者を「引受人」という。）、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 提供者がイからホまでのいずれかに該当する者を前号に定める契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、利用者が提供者に対して当該契約の解除を求め、提供者がこれに従わなかったとき。

(4) 本契約に定める条項に反したとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合、利用者は提供者に対し損害賠償を請求することができる。

3 第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、提供者は、解除により生じる損害について、利用者に対し一切の請求を行うことができない。

第10条（秘密保持）

提供者は、本契約の履行により知り得た利用者の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を利用者の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏えいしてはならず、本契約の履行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

2 提供者は、利用者から提供された資料等について、本契約終了後又は利用者の指示があったときは、速やかに返却、廃棄または消去し、その結果を証明する書面を利用者に提出しなければならない。

3 提供者は、第12条に基づく引受人に対しても本条と同等の義務を課するものとする。

第11条（個人情報の保護）

提供者は、本契約の履行にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、適切に管理しなければならない。

第12条（第三者への履行の引受け等）

提供者は、本契約に基づく義務の全部又は一部を第三者に履行させることを目的・内容とする何らかの契約を締結しようとするときは、あらかじめ利用者の書面による承諾を

得なければならない。

- 2 提供者は、前項の承諾を得て引受人を用いる場合、引受人に対して本契約及び仕様書に基づく一切の義務を遵守させるとともに、引受人の行為について利用者に対し全ての責任を負うものとする。

第13条（損害賠償）

提供者は、本契約の履行にあたり、その責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 提供者の責めに帰すべき事由により、本システムの停止、データの消失、情報漏えい等が生じ、利用者の業務に支障を及ぼした場合には、提供者は速やかに復旧等の措置を講ずるとともに、利用者が被った損害を賠償しなければならない。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合は、利用者及び提供者が協議して定めるものとする。